

大阪市規則第95号

大阪市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市民生委員の定数を定める条例施行規則（平成27年大阪市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(民生委員の定数) 第2条 条例第2条の市規則で定める数は、 <u>4,179人</u> とする。	(民生委員の定数) 第2条 条例第2条の市規則で定める数は、 <u>4,210人</u> とする。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。